

寒川町保育所入所選考基準

区分	内容			点数
居宅外労働	外勤	月20日以上	8時間以上の就労を常態	20
			7時間以上8時間未満の就労を常態	19
			6時間以上7時間未満の就労を常態	18
			5時間以上6時間未満の就労を常態	17
			4時間以上5時間未満の就労を常態	16
		月16日～19日	8時間以上の就労を常態	19
			7時間以上8時間未満の就労を常態	18
			6時間以上7時間未満の就労を常態	17
			5時間以上6時間未満の就労を常態	16
			4時間以上5時間未満の就労を常態	15
	自営	月20日以上	8時間以上の就労を常態	19
			7時間以上8時間未満の就労を常態	18
			6時間以上7時間未満の就労を常態	17
			5時間以上6時間未満の就労を常態	16
			4時間以上5時間未満の就労を常態	15
		月16日～19日	8時間以上の就労を常態	18
			7時間以上8時間未満の就労を常態	17
			6時間以上7時間未満の就労を常態	16
			5時間以上6時間未満の就労を常態	15
			4時間以上5時間未満の就労を常態	14
内定	上記、項目に即した点数より2点減点			-2
居宅内労働	自営	月20日以上	8時間以上の就労を常態	18
			7時間以上8時間未満の就労を常態	17
			6時間以上7時間未満の就労を常態	16
			5時間以上6時間未満の就労を常態	15
			4時間以上5時間未満の就労を常態	14
		月16日～19日	8時間以上の就労を常態	17
			7時間以上8時間未満の就労を常態	16
			6時間以上7時間未満の就労を常態	15
			5時間以上6時間未満の就労を常態	14
			4時間以上5時間未満の就労を常態	13
	内職			
内定	上記、項目に即した点数より2点減点			-2

区分	内容		点数	
出産			18	
疾病	入院		20	
	常時臥床・感染性疾患		20	
	精神性疾患	自立支援医療(精神通院医療)受給者	18	
		その他、精神性疾患により保育に当たれない場合	16	
	慢性疾患	国指定難病疾患	20	
その他、慢性疾患により保育に当たれない場合		16		
心身障害	身体障害者手帳所持かつ介護者必要(第1種) 療育手帳 A1・A2		20	
	上記以外の身体障害者手帳所持(第2種)かつ障害程度等級4級以上 療育手帳 B1・B2		16	
病人の看護等	入院中の者の付添看護が常時必要な場合		20	
	常時観察、付添看護(介護)の必要な場合		18	
	上記以外の看護(介護)の必要な場合		16	
	別居での介護	上記、項目に即した点数より2点減点	-2	
災害	災害等の復旧のため保育に当たれない場合		20	
その他	就職活動	就職先を探すため保育に当たれない場合	10	
	変則勤務	週40時間以上の就労を常態		20
		週35時間以上40時間未満の就労を常態		19
		週30時間以上35時間未満の就労を常態		18
		週25時間以上30時間未満の就労を常態		17
		週20時間以上25時間未満の就労を常態		16
	就学・技能取得のため	職業訓練校		16
		就労を目的とした専門学校		14
		大学・大学院		12
		上記以外への就学、自宅研究のため保育に当たれない場合(通信制の学校を含む)		10
	その他	寒川町子どもサポートネットワーク協議会等からの入所依頼を受けた場合		25
		前各号に掲げるもののほか、町長が保育に欠けると認める場合		10

○希望の保育所申込者全体から、児童や世帯の状況、家族構成などを考慮して総合的に審査し、決定する。

○原則として、寒川町民を優先する。